

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年12月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第43号

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を改正する規則

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表動物園長の項第2号中「食堂等」を「店舗又は構内地」に、「第16条」を「第17条の規定」に改め、同項第3号中「第9条」を「第10条」に改め、同項第4号中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同項第5号中「第12条第2項」を「第13条第2項」に改め、同項第6号中「第14条」を「第15条」に改め、同項第7号中「第15条」を「第16条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)